

兵庫県公報

令和元年10月23日 水曜日 第51号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	3
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（環境整備課）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 道路の指定（北播磨県民局）	8
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	9
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11

告 示

兵庫県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加古川市東部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	戸 田 浩 之	加古川市八幡町中西条434番地
同	山 本 修 三	同 市八幡町中西条438番地
同	前 田 功	同 市八幡町上西条30番地の1
同	前 田 豊	同 市八幡町上西条70番地
同	木 村 正 敏	同 市八幡町下村289番地
同	本 岡 壯 一	同 市八幡町下村684番地
同	馬 田 浩 平	同 市八幡町野村511番地
同	中 嶋 三 郎	同 市八幡町野村614番地の2
同	藤 田 敏 彦	同 市八幡町宗佐836番地
同	松 尾 泰 成	同 市八幡町宗佐487番地
同	岸 本 宗 郎	同 市八幡町船町111番地
同	小 澤 善 郎	同 市八幡町船町89番地の1
同	松 本 洋 一	同 市八幡町宗佐337番地の2
同	畑 義 生	同 市上荘町国包218番地
監 事	谷 川 互	同 市八幡町船町73番地

(4) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後	
排水口名		No. 1	No. 2～21	No. 1	No. 2～22
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	30	雨水専用排水口	30	雨水専用排水口
	最大	80		80	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	5.8～8.6		5.8～8.6	
	最大	5.8～8.6		5.8～8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	5		5	
	最大	10		10	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	5		5	
	最大	10		10	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	1		1	
	最大	10		10	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	5	5		
	最大	10	10		
リン含有量 (単位 mg/L)	通常	0.1	0.1		
	最大	1	1		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年10月23日から同年11月13日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古郡稲美町経済環境部生活環境課



兵庫県告示第504号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

	指定区域	埋立地の区分
1	赤穂郡上郡町岩木字船谷甲178番地 (※平成30年4月27日時点)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号
2	たつの市揖保川町馬場字立通966番1、989番1 (※平成27年4月7日時点)	政令第13条の2第3号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号
3	神崎郡神河町福本字中野1083番、1084番、1085番、1086番、1087番、1088番、1089番、1090番、1091番、1092番、1093番、	政令第13条の2第1号

	同郡同町福本字一ツ休1197番2、1197番3、1197番4 (※平成30年3月6日時点)	
4	神崎郡神河町福本字大師河原229番の一部、238番 (※平成30年3月6日時点)	政令第13条の2第1号
5	洲本市中川原町安坂字楠谷268番2、270番、270番1、271番、271番1、271番2、271番3、271番4、272番、273番1、273番2、273番3、273番4、273番5、273番6、273番7、273番8、274番1、274番2、274番3、274番4、284番、284番1、284番2、289番1、289番2、291番、291番2、291番3、 同市中川原町安坂字井家ヶ谷丸山275番、 同市中川原町安坂字宝前281番1、 同市中川原町安坂字銀屋290番、290番1、290番4、290番5、 同市中川原町安坂字生子290番2、290番3、291番1、 同市中川原町安坂字白別當292番、292番1 (※平成30年3月22日時点)	政令第13条の2第1号
6	南あわじ市桜花の郷1番の一部 (※平成30年3月26日時点)	政令第13条の2第1号



兵庫県告示第505号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年10月8日から同年11月29日まで
- 3 作業地域
新温泉町清富地内



兵庫県告示第506号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年10月15日から令和2年5月30日まで